

# 介護保険が改正

## 介護予防を重視

介護保険は、加齢に伴って要介護状態になった時に必要なサービスを利用し、その人の能力に応じ、できるだけ自立した日常生活が営めるよう社会全体で支え合う社会保険制度として平成十二年から利用されてきました。  
今回この制度が改正され、「介護が必要になったとき」だけでなく、「できる限り介護状態にならないように」とした「介護予防重視型」へと移行がされています。その概要をお知らせします。

### 介護区分の変更

今回の制度改正により「予防重視型サービス」の充実を目的として、六段階であった介護度が比較的軽度な要介護区分を細分化し、七段階になりました。

### 予防重視型サービスがスタート

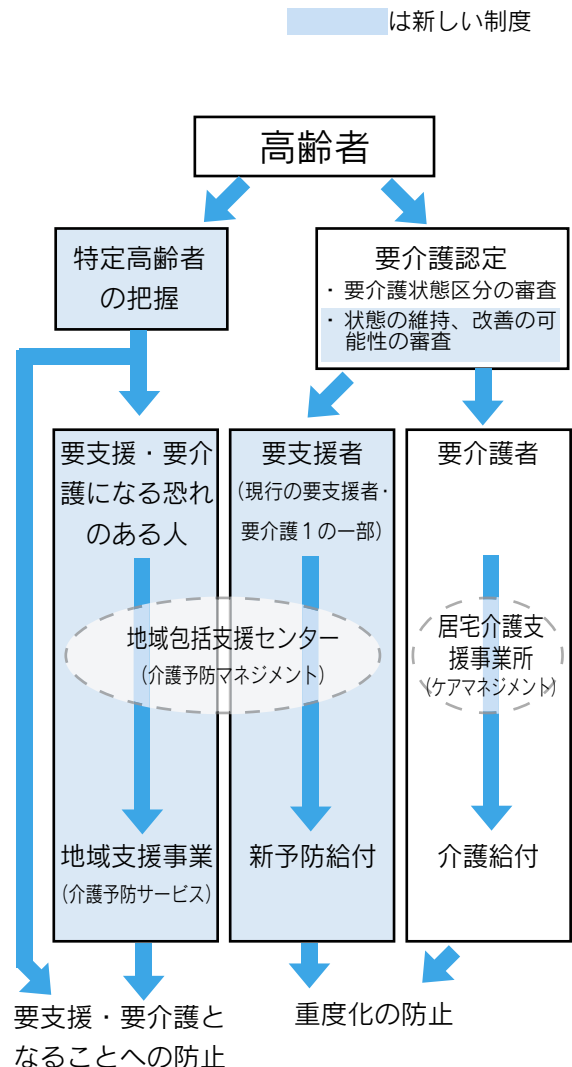
要介護状態をできる限り予防し、要介護状態となっても状態が悪化しないようにする「予防重視型サービス」の導入が中心となっています。

「介護予防」の実践には、時機をとらえた適切なサービスが必要とする人に提供される仕組みづくりが求められ、新たに「新予防給付」と「地域支援事業」が設けられました。

「介護予防」の中心となり個別のアセスメント（介護予防プラン作成調査）を行い、本人に併せたプランを作り、サービス利用後の状態なども評価します。

前の高齢者を対象に、地域での生活を継続するために介護保険サービスを中心にさまざまなサービスが利用できるように設けられました。介護予防・包括的支援・任意事業を市の地域包括支援センターが中心となって実施します。

## 予防重視型システムの概要



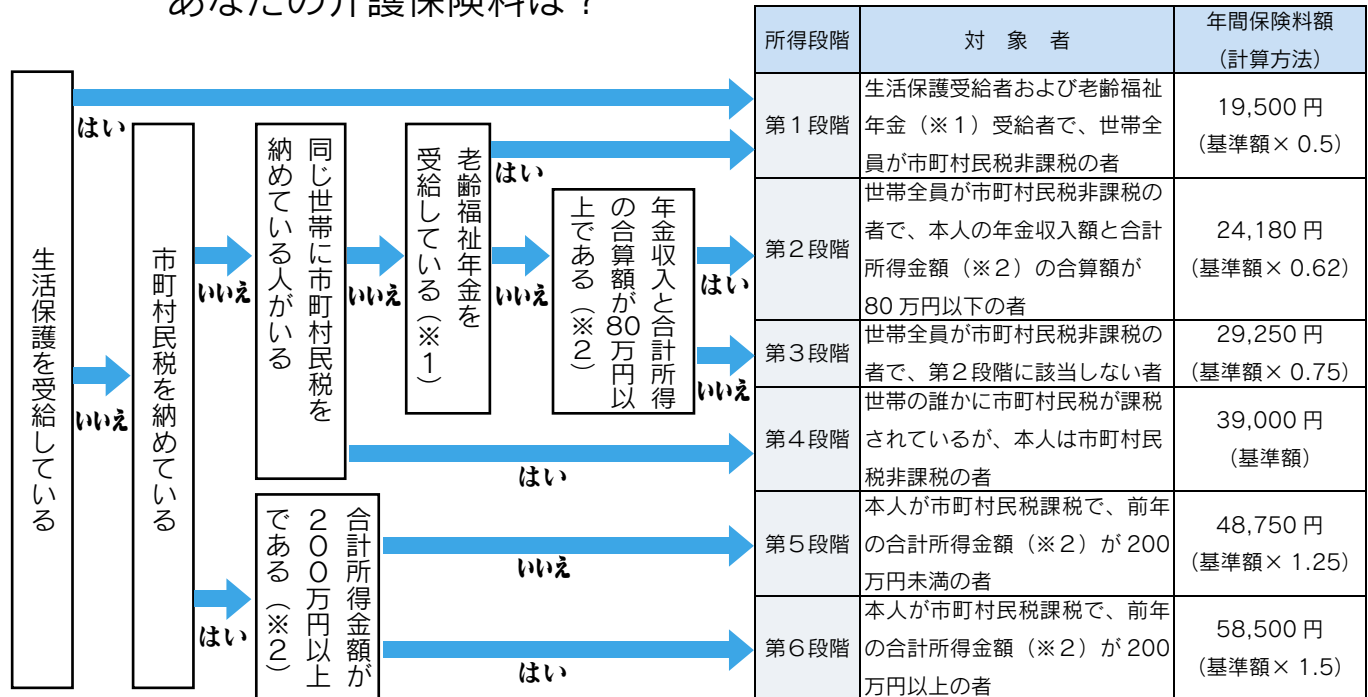
軽度の要介護者を対象に要介護状態などの軽減、悪化防止に適したサービスを提供します。  
高齢者自身ができることを増やし、生活機能の向上を目標としています。  
対象者は、地域包括支援センター

## 地域支援事業の概要

事業名		事業内容
必須事業 地域支援事業	①介護予防事業	・特定高齢者の把握 ・要支援、要介護になるおそれの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供（特定高齢者施策） ・全高齢者を対象とする介護予防事業（一般高齢者施策）
	②包括的支援事業	介護予防マネジメント 総合相談・支援事業 権利擁護事業
		地域ケア支援事業
③任意事業	その他	・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等

※②は地域包括支援センターで実施していく事業

## あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金=明治44年4月1日以前に生まれた者。または大正5年4月1日以前に生まれた者で一定条件を満たす者が受けている年金  
※2 合計所得金額=「所得」とは実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額

## 第4・5段階該当者への激変緩和措置

対象者	年間介護保険料額			
	18年度	19年度	20年度	
第4段階の者のうち、税制改正がない場合	第1段階の該当者	25,740円	32,370円	39,000円
	第2段階の該当者	25,740円	32,370円	
	第3段階の該当者	32,370円	35,490円	
第5段階の者のうち、税制改正がない場合	第1段階の該当者	29,250円	39,000円	48,750円
	第2段階の該当者	29,250円	39,000円	
	第3段階の該当者	35,490円	42,120円	
	第4段階の該当者	42,120円	45,240円	

## 保険料の改正

介護保険制度改正に併せ、介護保険料も見直されました。介護保険は、介護が必要となった方を社会全体で支えるため、必要な費用を皆さまの保険料（40歳以上）と国・県・市の負担で賄っています。  
南あわじ市では平成18年度から平成20年度までの介護保険サービス利用総額を推計し、必要な介護保険料を決定しました。保険料は、前年中の所得や市町村民税の課税状況によって決定されます。

### 第4・5段階に該当する方への激変緩和措置

平成18年度の税制改正の影響により、市町村民税が非課税であった方が課税となった場合は、急激に介護保険料額が上がることになります。これを防ぐため、激変緩和措置が設けられました。  
激変緩和措置とは、段階的に保険料額を上げていき、平成20年度には通常の保険料を課す制度です。

### 特別徴収の対象となる年金

特別徴収（年金天引き）の対象年金が次の3種に拡大されました。  
新たに対象となった遺族年金・障害年金の天引きは、10月以降の開始となります。

### 介護保険料の納め方

◆**仮徴収の通知は4月に送付します**  
特別徴収（年金天引き）の方は、その年の2月と同じ金額を4月、6月、8月に納めます。

◆**本徴収の通知は7月に送付します（年間保険料額が決定します）**  
普通徴収（口座振替、納付書納付）の方は、前年度と同じ条件の所得段階の年間保険料額を6月に割った金額を4月、6月に納めます。

◆**特別徴収の方は、決定した年間保険料額から仮算定の保険料額を引き、残額を10月、12月、2月の3回で納めます（100円未満は10月で調整）。**  
普通徴収の方は、決定した年間保険料額から仮算定の保険料額を引き、残額を8月、10月、12月、2月の4回で納めます（100円未満は8月で調整）。